泉大津市教育委員会会議 令和6年第12回定例会

会議事項

(令和6年12月26日)

会議事項

日程第 1 議案第47号 泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について

日程第 2 報告第27号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料

6. 12. 26

教育政策課

議案第47号

泉大津市教育委員会表彰規程の一部を改正する 規程について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会表彰規程における所要の規程の整備を行うため、一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙1のとおり

3 施行期日等

改正後の規程は、令和7年1月1日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程 (案)

泉大津市教育委員会表彰規程(昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「業績又は行為のあった」を削る。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「第1条及び第2条で」を「前3条に」に、「又は勤務する者及び」を「若しくは勤務する者又は」に改め、「団体」の次に「(以下「泉大津市在住者等」という。)」を加え、同条第1号及び第2号中「者」を「もの」に改め、同条第3号中「業績又は行為のあった者」を「もの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、泉大津市在住者等以外のものであって、前項各号のいずれかに該当 するものがあるときは、これを表彰することができる。

第3条を第4条とする。

第2条中「学校の生徒、児童」を「学校園の児童、生徒又は園児」に、「学校長」を「校長又は園長」に改め、同条第3号中「、適当」を「適当」に改め、「成績又は行為のあった」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 文化活動又はスポーツに関する大会において特に優秀な成績を収めた者 第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
- 第2条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会が これを表彰する。
 - (1) 学校医等として20年以上在職した者
 - (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める者 附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰規程新旧対照表

改 TE. 案 現 行

- 第1条 泉大津市教育委員会(以下|第1条 泉大津市教育委員会(以下 「委員会」という。) の所管に属する 学校園の教職員(府費負担職員を含 す。)であって次の各号のいずれかに 該当する者があるときは委員会がこ れを表彰する。
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) その他委員会が表彰するのが適 当であると認める者
- 第2条 委員会の所管に属する学校園 の学校医、学校歯科医又は学校薬剤 師(以下「学校医等」という。)で次 の各号のいずれかに該当する者があ るときは委員会がこれを表彰する。
 - (1) 学校医等として20年以上在職 した者
 - (2) その他委員会が表彰するのが適 当であると認める者
- 第3条 委員会の所管に属する学校園 第2条 委員会の所管に属する学校の の児童、生徒又は園児で次の各号の いずれかに該当する者があるとき は、校長又は園長の推薦によって委| 員会がこれを表彰する。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) 文化活動又はスポーツに関する

「委員会」という。)の所管に属する 学校園の教職員(府費負担職員を含 む。)であって次の各号のいずれかに 該当する者があるときは委員会がこ れを表彰する。

- $(1)\sim(4)$ (略)
- (5) その他委員会が表彰するのが適 当であると認める業績又は行為の あった者

- 生徒、児童で次の各号のいずれかに 該当する者があるときは、学校長の 推薦によって委員会がこれを表彰す る。
- (1)及び(2) (略)

改	正	案
<u> </u>		/\

現 行

大会において特に優秀な成績を収 めた者

- (4) その他委員会が表彰するのが<u>適</u>当であると認める者
- 第4条 前3条に規定するものを除く ほか、泉大津市に在住<u>若しくは勤務</u> する者又は泉大津市に所在する団体 (以下「泉大津市在住者等」とい う。) であって、次の各号のいずれか に該当するものがあるときは、委員 会がこれを表彰する。
 - (1) 教育の発達について特に功績が あった<u>もの</u>
 - (2) 社会教育及び社会体育等の活動 において特に優秀な成績をあげた もの
 - (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認めるもの
- 2 委員会は、泉大津市在住者等以外 のものであって、前項各号のいずれ かに該当するものがあるときは、こ れを表彰することができる。

<u>第5条~第9条</u> (略)

- (3) その他委員会が表彰するのが、 <u>適当</u>であると認める<u>成績又は行為</u> のあった者
- 第3条 第1条及び第2条で規定する ものを除くほか、泉大津市に在住又 は勤務する者及び泉大津市に所在す る団体であって、次の各号のいずれ かに該当するものがあるときは、委 員会がこれを表彰する。
 - (1) 教育の発達について特に功績があった者
 - (2) 社会教育及び社会体育等の活動 において特に優秀な成績をあげた 者
 - (3) その他委員会が表彰するのが適 当であると認める<u>業績又は行為の</u> <u>あった者</u>

第4条~第8条 (略)

教育委員会資料

6.12.26

教育政策課

報告第27号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認した ので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後 その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和6年11月1日(金)~ 令和6年11月30日(土)

4 内容

別紙2のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申 請 団 体
1	R6.11.27	R7.2.9	泉大津高校吹奏楽部第35回定期演奏会	泉大津高等学校吹奏楽部
2	R6.11.27	R7.2.1	日本道徳教育学会近畿支部令和6年度冬の道徳セミナー	日本道徳教育学会近畿支部
3	R6.11.28	R7.2.15	映画上映会&里親相談会	社会福祉法人和泉乳児院 里 親支援機関つむぎ

新